

可被相勵寸志事、寔佛法興隆と有難可被思食旨候。自然當寺不慮候ては、御法流破滅敷御事候。此節各別而可被抽馳走事、併可爲報謝候。將又各參會之時は、相互に信不信有談合、如御掟可有安心決定事、善知識之御本懷候。廣大深遠之御恩徳之程忝可被存候。名聞までの於心中は、不可有其曲候。彌法儀無油斷可被相嗜候。幾重も相心得可申下之旨被仰出候。依而所被排御印如件。

下間刑部卿法眼

(天正八年乙)
正月廿五日

賴 廉 在判

能 州

坊主衆中

同門徒中

(この文書は年次不詳なり。但し信長が來三月當表に至るべしといふは、二月中その大坂附近に示威運動を行ひたることに相當するのみならず、御出城數十ヶ所依有之と記したる文脈、本年四月十六日附

下間賴廉等の文書に酷似す。因りて今こゝに係く。)
二月十九日。假掲

【本誓寺文書】 石川郡

一六四四

貴寺配下坊主・門徒志を合せ、防禦之義出情致候様、御示諭有之度頼存候也。

鈴木出羽守

天正八年二月十九日

義 明 在判

松任 本誓寺住職

(本文書は、能美郡の一向一揆鈴木出羽守が、松任本誓寺の門徒等に同心防禦に當るべきを勸奨せるなりといふ。然りといへども用語妥當を缺き、その眞偽疑ふべく、出羽守の諱を義明といひしこともこの外に所見なし。)

三月十七日。織田信長、廷臣庭田重保等に、加賀二郡返付等の條件を以て本願寺と和睦すべきことを報す。

【本願寺文書】 山城

一六四五

覺

一、總赦免事。
一、天王寺北城、先近衛殿人數入替、大坂退城之刻太子塚をも引取、今度使衆を可入置事。

一、人質爲氣仕可遣事。

一、往還末々如先々事。

一、賀州二郡、大坂退城以後於無如在者可返付事。

一、月切者、七月盆前可究事。

一、花熊・尼崎、大坂退城之刻可渡事。

(天正八年)
三月十七日

(織田信長)
朱 印

敬白起請

右意趣者、今度本願寺赦免事、爲叡慮被仰出之條、彼方於無異儀者、條數之通聊以不可有相違。若此旨僞申者、梵天帝釋四大天王、惣而日本國中大小神祇、八幡大菩薩、春日大明神・天滿大自在天神・愛宕・白山權現、殊氏神可被蒙御罰候也。此由可有奏進候。謹言。

三月十七日

(織田)
信 長 在判血判

庭田大納言殿

勸修寺中納言殿

(本年三月に在りては柴田勝家の軍未だ石川・河北二郡に進撃せず。故にその返付を約したる二郡といふは、江沼・能美を指す。本年四月朔日の條参照。)

三月。假掲

【本誓寺文書】 石川郡

一六四六

當地戰爭精々盡力相防候。猶貴寺門徒加勢致様御頼被成度、興隆佛法此事に候也。

(天正八年)
三月

鈴木出羽守

松任

義 明 在判

本誓寺御中

(この文書の用語妥當ならず。眞偽疑ふべきこと、本年二月十九日の條に言へるが如し。)

閏三月五日。本願寺坊官下間賴廉、鳳至郡本誓寺に、その米穀を志納せるを謝す。

【本誓寺文書】 鳳至郡

一六四七